

平成20年度鉱山保安監督指導実施要領

中国四国産業保安監督部四国支部

1. 基本方針

鉱山・製錬場の保安監督指導に当りましては、人命の尊重、国民の健康の保護及び生活環境の保全を基本理念として、鉱山保安法令に基づいて災害及び鉱害の防止に万全を期しているところであります。

鉱山保安法は、平成16年6月に大幅な改正が行われ、鉱業権者自らが鉱山の保安上の危険を把握し、それに対応する保安措置を講ずるとともに、随時その見直しを行う、いわゆるリスクマネジメントの導入等を柱とする自主保安体制の確立を目的として平成17年4月に施行され、現在4年目に入っております。

このような状況の中で、リスクマネジメントへの取組を引き続き推進するとして第11次鉱業労働災害防止計画が平成20年3月に告示されました。

平成20年度は、第11次鉱業労働災害防止計画の初年度に当たり、同計画に定められた災害防止対策が的確に実施され、同計画の目標である「鉱山災害の撲滅」が達成されるために、関係者の一層の努力が必要であります。

以上のことを踏まえ、平成20年度も鉱業権者に対し自主保安体制の円滑な定着を引き続き支援するとともに、危害・鉱害の未然防止対策について積極的に監督指導を行うものとします。

2. 監督指導の重点事項

平成20年度は、昨年度に引き続き、特に以下の事項に重点をおいた監督指導を実施することとします。

(1) 鉱山の現況調査を反映した保安規程の変更、周知

鉱山の作業環境の変化に対し、鉱業権者及び鉱山労働者自らの視点で現況調査及びリスク評価を実施し、必要に応じて保安規程の変更を行い、鉱山労働者に周知する体制の定着が図られるよう監督指導を行います。

(2) 保安技術研修および保安指導等

鉱山における保安技術の向上、保安教育の推進、リスクマネジメントの定着を支援するため、引き続き保安技術研修及び保安指導を実施します。

(3) 残壁対策

管内には、高残壁を有する鉱山が多数存在しています。人的被害はないものの、残壁岩盤の崩落や亀裂発生の事例が頻発しています。施業案の残壁規格の遵守、残壁面付近の採掘方法の改善、残壁の安定化のための採掘跡の埋め戻し、岩盤の変化・異常の早期発見のため点検の実施が図られるよう監督指導を行います。

(4) 採掘跡地埋戻し材の受入管理

管内鉱山では、採掘跡地対策等として鉱山外から建設残土を受け入れるケースもあることから、埋め戻し材について溶出試験等を行い、毒性の有無その他人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがないことを確認し、採掘跡等埋め戻し箇所汚染土壌や産業廃棄物が混入しないような管理体制が図られるよう監督指導を行います。

(5) 作業環境粉じん対策

良好な作業環境の維持等のため、適正な粉じん濃度の測定を実施させるとともに、粉じん飛散防止対策の徹底が図られるよう監督指導を行います。

(6) 鉱害関係特定施設の管理

坑廃水の排水基準、鉱煙の排出基準を遵守するため、坑廃水処理施設、鉱煙処理施設等の整備・管理が図られるよう監督指導を行います。

(7) 情報の提供

鉱業権者が、現況調査及び保安規程の見直し作業を行うに際して、有用な災害・事故情報及びリスク低減対策等の情報の提供に努めます。

情報の提供は、原子力安全・保安院及び中国四国産業保安監督部四国支部のホームページ及び四国産業保安情報誌並びに保安検査等により実施します。